

三朝町成年後見制度利用促進基本計画の概要

【現状】

- ・ 高齢化率の上昇
- ・ 知的障がい者、精神障がい者の手帳交付者の増
- ・ 成年後見制度の低利用率

【課題】

制度を必要とされる方は将来的に増加すると見込まれるが支援体制が十分でない。

- ① 制度が十分に知られていない。
- ② 利用率が0.19%と低い。
- ③ 相談件数が少なく支援体制が高齢者や障がい者など個々で対応しており、統一的な窓口となっていない。
- ④ 相談を受ける職員のスキルが不十分。
- ⑤ 町内の成年後見の受け皿がない。
(町内に受任する法人がない。)
(市民後見人の登録体制がない。)

第11次三朝町総合計画
～笑顔と元気があふれ輝く町～

個別計画

三朝町成年後見制度 利用促進基本計画

基本理念

一人ひとりの意思と権利が尊重され住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるまちの実現

※ 認知症や知的障がい、その他の精神上的障がい等により判断能力が不十分な状態になっても、住み慣れた地域で地域の人々と支え合いながら自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度に対する取り組みを継続的・体系的に実施していくための計画

【町】

三朝町高齢者福祉計画・介護保険計画
三朝町障がい者計画

【町社会福祉協議会】
地域福祉活動計画

連携

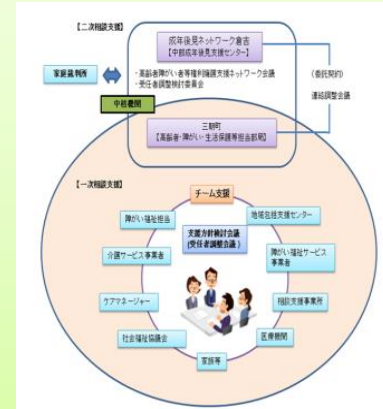
【根拠】 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく計画
【計画期間】 令和4年度から令和8年度まで

基本目標①

「成年後見制度の利用を促進する体制を整備します」

取組事項

- 地域連携ネットワークの整備
(1市4町での広域支援体制)
- 支援体制の整備
支援方針検討会議、受任調整会議の開催



基本目標②

「安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整備します」

取組事項

- 広報・啓発活動
- 相談体制の充実
- 制度の利用促進
- 法人後見受任の働き掛け
- 担い手確保の推進とその活動支援
- 日常生活自立支援事業との連携

【計画の進行管理】

年1回、計画の進行状況等の評価・点検を行い、必要に応じて見直す